平成25年２月28日

各　位

会 社 名　日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　吉 田　　一 正
（コード番号：6063）
問合せ先　取 締 役 管 理 本 部 長　南　　健
（ TEL. 03-3811-8121）

ストック・オプションに関するお知らせ

当社は、本日（平成25年２月28日）開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社または当社子会社の取締役、監査役、使用人等に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成25年３月26日開催予定の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社または当社子会社の取締役、監査役、使用人等の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とするものであります。

２．新株予約権割当の対象者

割当日において、当社または当社子会社に在任する取締役、監査役、使用人、顧問。

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式12,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

120個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（１円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年１月１日から平成36年12月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社に在任する取締役、監査役、使用人、顧問またはこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準

備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の内容等

その他新株予約権の内容の細目については、募集事項等を決定する取締役会において定める。

以　上